エアバッグ類適正処理手順書雛型作成にあたって

一般社団法人 日本ELVリサイクル機構 A/B適正処理手順書雛型作成タスクフォース

委員長 木内 俊之 副委員長 垣花 善則 同 上 有原 良 委 員 池田 済、杉田 初見男、 野口 竜巳、山本 留美子

I. エアバッグ類適正処理手順書雛型(以下A/B雛型)作成の目的

- 1. 作業者並びに職場の安全
- 2. 使用済自動車に装備された全てのエアバッグ類の処理を徹底
 - ※ 上記を各事業所に於いて、<u>実作業者並びに管理者が実施するために作成</u> する各事業所の「エアバッグ類適正処理手順書」作成時の参考とする。

Ⅱ. A/B 雛型の構成

雛型は、事前準備 → 実作業 → 事後処理を基本ステップに構成する。 各ステップ毎に手順を示す。

自動車リサイクルシステム(以降自リsys)に詳細が示されている、同システムの活用方法などについても解説する。

事前準備

- エアバッグ預託状況 の確認
- ●使用済自動車の引取 り
- ◆装備確認・実車の現 状
- •引取報告



実作業

- ●装備位置・個数の確 認
- •車上作動処理
- •一括作動処理
- •個別作動処理
- •取外回収処理



事後処理

- 車上作動処理の実績 記録
- ●取外回収したインフ レーター等の引渡し
- •引渡報告
- •実績記録•保管

Ⅲ. 経営者・管理者の皆様へ

本A/B 雛形は、エアバッグ類の誤った作業・処理忘れ・移動報告の間違いを防止するなどの 適正処理(特に車上作動処理)を周知徹底するために作成したものです。

車上作動契約は解体業者と自動車メーカーとの契約で、国からの認可を受けているということを再認識して頂き、不正処理はもとより、誤った作業・処理忘れの防止にご協力をお願いいたします。

なお、不正処理が発覚した場合、車上作動処理契約の解除だけではなく実名公表などの措置が取られる場合があります。

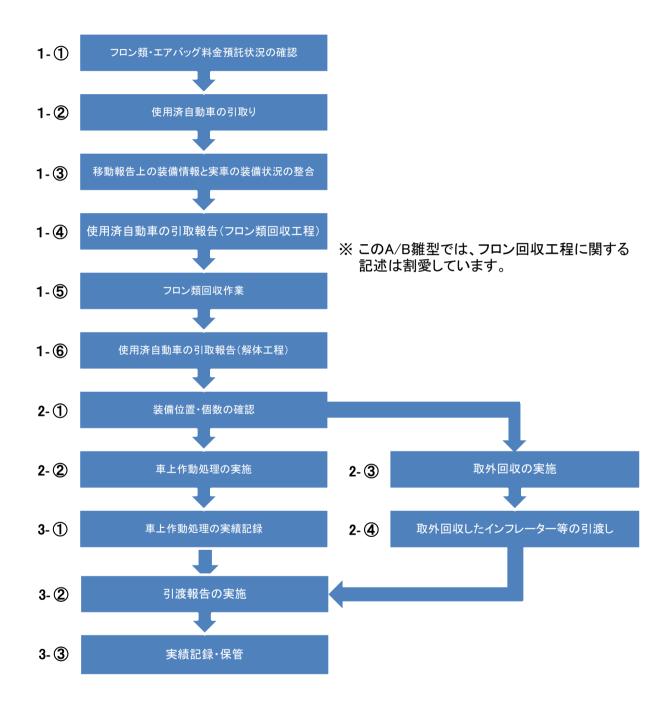
エアバッグ類適正処理手順書雛型

第1版 H23年1月公表

一般社団法人 日本ELVリサイクル機構

エアバッグ類の適切な業務手順

エアバッグ類の車上作動処理・取外回収は、下記の手順を参考に実施して下さい。



1. 事前準備

※ 解体業の許可を持った事業所の殆どは、引取業とフロン回収業の登録をしているが、 このA/B雛型では、フロン回収工程に関する記述は割愛し、**主にエアバッグ類の車** 上作動処理の適切な業務手順について記述するものとする。

1-① フロン類・エアバッグ料金預託状況の確認

- (1) 使用済自動車を引取る際、事前に車検証等必要書類を入手し、エアバッグ料金等の預託状況を確認する。
- (2) 預託が確認ができれば使用済自動車の引取りを行い、預託がなく使用済自動車 排出者が最終所有者の場合は、料金を徴収し追加預託を行う。引取業者の場合 は追加預託を依頼する。

1-2 使用済自動車の引取り

- (1) 使用済自動車を引き取る際、車検証等必要書類が揃っているか再度確認する。
- (2) 必要書類が不揃いの場合、揃い次第ご提供いただくよう依頼する。
- (3) 引取業者からの入庫の場合において引取報告を実施する場合、引取車両入庫後の装備確認の際、移動報告上の装備と実車の装備とに齟齬が発見された場合は修正を行っていただくようあらかじめ要請する。
- (4) 入庫後、フロン類・エアバッグ類の装備を実車で確認し、引取伝票にその内容を記入し、引取伝票は事務所移動報告担当者に渡す。

◆実車装備有無判断◆ —

「フロン類〕

- エアコンのコンデンサーや配管等に損傷がない⇒「有」
- エアコンのコンデンサーや配管等に損傷がある⇒「無」
- エアコンシステムの充てん口がネジ式⇒「CFC」
- エアコンシステムの充てん口がネジ式以外⇒「HFC」

〔エアバッグ類〕

- 運転席等のエアバッグまたはシートベルト・プリテンショナーのいずれかに装備があり、1ヶ所でも未作動の部位がある⇒「有」
- 運転席等のエアバッグまたはシートベルト・プリテンショナーのいずれかに装備がない、または、すべて作動している⇒「無」

1-3 移動報告上の装備情報と実車の装備状況の整合

- (1) 移動報告の装備情報と実車の装備状況が整合することを引取伝票で確認する。
- (2) 移動報告の情報と引取伝票の記入内容が異なっていた場合、引取伝票の記入内容が正しいか否かを確認し、引取伝票の記入が正しければ、引取業者に移動報告の修正を依頼する。

1-4 使用済自動車の引取報告(フロン類回収工程)

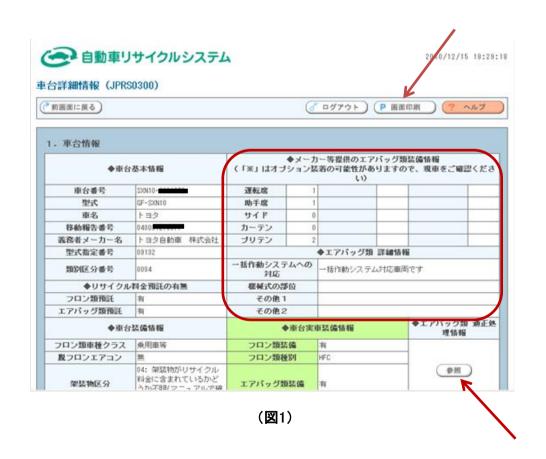
1-⑤ フロン類回収作業

※ このA/B雛型では、フロン類回収関連の記述は割愛しています。

(1) フロン類回収作業が完了した車両は解体工程に引渡報告を実施する。

1-6 使用済自動車の引取報告(解体工程)

- (1) 車両の移動報告が着信したら、移動報告の装備情報と実車の装備状況が合致することを引取伝票で確認し引取報告を実施する。
- (2) 自リsysの移動報告画面の「車台詳細情報」でエアバッグ類の装備部位・装備個数・特記事項を確認・印刷し、処理方法を記入する。
- (3) 印刷した車台詳細情報は、作業指示書等とともに当該車両の所定の場所に貼付するなどして現場作業者に伝達するとともに作業開始を指示する。(図1)参照
 - ※ シートベルトプリテンショナーのみ装備されているものやバックル部・ファイナルアンカー部に装備されているもの、その他新しいタイプの物は、分かりずらいので注意が必要です。

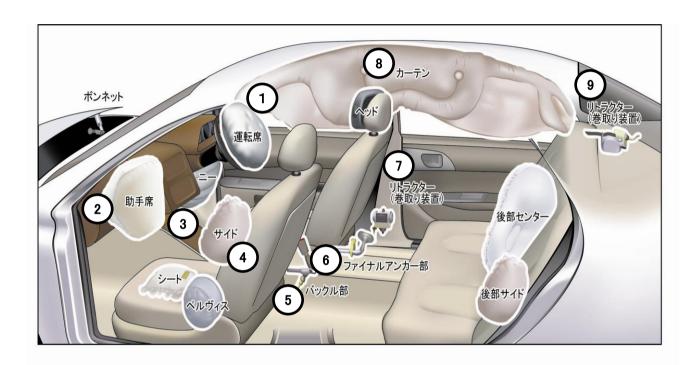


2. 実作業

2-① 装備位置・個数の確認

(1) 作業開始指示を受けたら、プリントされた「車台詳細情報」により、改めて実車の装備部位・装備個数・作動済/未作動を確認する。

但し、エアバッグ類の部位が分からない場合は、(図1)の右下にある「エアバッグ類適正処理情報」の"参照"ボタンをクリックし、巻末の「エアバック類適正処理情報各社情報の検索方法」(参照:参考資料1)を参考に自動車製造業者又は輸入業者(以降車体メーカー)の画面に移動し確認を行う。



【代表例】

- ①運転席エアバッグ
- ②助手席エアバッグ
- ③エアバッグコントロールユニット(車上作動処理一括作動用)
- 4サイドエアバッグ
- ⑤シートベルトプリテンショナー(バックル)
- ⑥シートベルトプリテンショナー(ファイナルアンカー)
- ⑦シートベルトプリテンショナー(リトラクター:巻取装置)
- 8カーテンエアバッグ
- ⑨リアシートベルトプリテンショナー(リトラクター:巻取装置)

実車でエアバッグ類装備確認する際の注意事項

エアバッグ類の装備確認(1)



- ・まず運転席エアバッグの有無を確認して下さい。 (上記のような表示がありますので、参考にして下さい)
- ・運転席にエアバッグがない(ハンドル交換等)場合でも、助手 席エアバッグ、プリテンショナーの有無を必ず確認して下さい。
- ・運転席、助手席にエアバッグがなくても、プリテンショナーのみ 「有」ということも考えられます。
- ・サイドエアバッグ装備の有無については、リサイクル券の「事務 処理番号」末尾のアルファベットの「S」の有無でも確認できます。

エアバッグ類の装備確認(2)

◇事故等で作動している場合の確認ポイントは以下の通りです。



前面が衝突し、運転席エアバッグ、助手席エアバッグ、プリテン

ショナーが作動済みであっても、サイドエアバッグ、カーテンエア

- バッグが残っている可能性があります。
 ・側面への衝突により、サイドエアバッグ、カーテンエアバッグが
- 作動済みであっても、運転席エアバッグ、助手席エアバッグ、 プリテンショナーが残っている可能性があります。
- ※ひとつでもエアバッグ類が未作動である場合は、装備「有」と して下さい。

ここで確認した内容はシステム上の情報と照合するため、メモ等に控えておいて下さい



- ・運転席にエアバッグが装備されていない場合であっても、シート ベルトプリテンショナーのみ装備されているものがありますので ご注意ください。
- ・後席にもシートベルトプリテンショナーが装備されているものもありますのでご注意ください。
- ・古い車両や輸入車は、タグに表示がなくてもシートベルトプリテンショナーが装備されている場合があるので、ピラー内装をはずして確認してください。

プリテンショナーの装備確認(2)

◇事故等で作動している場合の確認ポイントは以下の通りです。



ここで確認した内容はシステム上の情報と照合するため、メモ等に控えておいて下さい

2-② 車上作動処理の実施

- ※ 自動車メーカー等からの委託を受けて、「エアバッグ類適正処理情報」を参照した 上で、使用済自動車にエアバッグ類が装備されたままの状態で作動させる方法で す。
- ※ 車上作動処理を行うためには、<u>自動車再資源化協力機構を通じて、自動車メーカ</u> 一等と委託契約を締結することが必要です。
- ※ 車上作動処理には個別作動処理/一括作動処理の2通りの方式があり、車種等により実施可能な方式が異なりますので、「エアバッグ類適正処理情報」を確認し、その車台に適合した車上作動処理を行うことが必要です。 なお、作動しないエアバッグについては、個別に取外回収を行います。

◆安全対策◆

- (1) バッテリーを外し、所定の時間放置する。(放置時間は適正処理情報を参照) 窓が開いている場合は閉じ、窓がない場合は、カバー等で閉じる。 いずれも、バッテリーをはずす前に行うこと。
- (2) 素手でアースがとれるものに触れ静電気を除去する。
- (3) 保護メガネ(ゴーグル)・手袋・ヘルメットを着用する。
- (4) 車両側の通電準備が完了したら、ダッシュボード上に何もないことを確認する。 また、エアバッグ類の周辺に燃えやすいものがないことを確認し、車両全体を カバー等で覆う。
- (5) 車上作動処理委託契約申込書(様式2)に記入した発生音·発生臭対策を実施する。
- (6) 通電時の距離(5m程度)を確保するとともに車両との間に遮蔽物を設置する。

車上作動処理を行うにあたっては、周辺環境や作業環境を考慮した防音対策、 また発生ガス等が作業員及び周辺に影響を与えないような対策が十分なされ ていること。

万が一近隣からの苦情等が発生した場合には、自らの責任をもって迅速な対応、改善を行うこと。

◆車上作動処理◆

- (1) 声を出して、周囲に通電実施を呼びかけ車両周辺に人がいないことを確認し通電する。
- (2) 処理が完了したらマスクを着用しドアを開き、速やかに換気を行う。
- (3) 全てのエアバッグが作動していることを確認する。作動していないエアバッグがある場合は、個別に取外回収を行う。
 - ・エアバッグ類は、車両に装着された状態で処理を実施する。
 - ・ハーフカットを行う場合は、ハーフカットを行う前に車上作動 処理を実施する。
 - ・偶発的な火災に備え処理後の車両は、一定時間不自然な 発煙等が発生しないよう監視する。不自然な発煙等が発見 された場合は速やかに消火活動を実施するとともに、所管 の消防署および自動車再資源化協力機構に通報する。

エアバッグ類車上作動処理について

- □ エアバッグ類の作動契約がある場合には、電気式エアバッグのみ作動処理が可能です。
- □ 機械式エアバッグは必ず取外回収を行なって下さい。機械式エアバッグを車上作動処理した場合、委託契約違反となるため、車上作動処理委託料金は支払われません。機械式シートベルトプリテンショナーは、ハンマー等で衝撃を与えて車上作動処理を行えます。
- □ 車上作動処理時は作動音が発生するため、作業場や周辺環境に配慮して、適切な防音対策 を実施して下さい。
- □ 車上作動処理で発生するガスの主要成分は無害な窒素ガスであり、ドア解放後急速に拡散します。ただし、車上作動処理実施直後はアンモニア等の刺激臭が発生する可能性もあることから、作業にあたっては保護メガネやマスクを着用することが適切です。
- □ 取り外したエアバッグ類は法律上自動車メーカー等に引き渡す義務があり、エアバッグ類の再 販は行えません。

個別作動処理

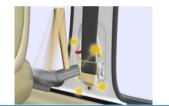
- ・電気式エアバッグ類は、それぞれにバッテリーで通電して作動させます。
- ・機械式シートベルトプリテンショナーは、ハンマー等で衝撃を与えて作動 させます。

(対象となる車種や処理方法は「エアバッグ類適正処理情報」を参照して下さい)

※機械式エアバッグ(運転席・助手席)は、取外し回収を行って下さい。 (構造上、車上作動処理はできません)



電気式エアバッグ類(個別展開)



機械式シートベルトプリテンショナー

個別作動が可能なエアバッグ類

	電気式	機械式
エアバッグ	0	×
シートベルトプリテンショナー	0	0

一括作動処理

- ・車台のコンピュータに専用ツールを接続し、一度にすべてのエアバッグ 類を作動させます。
- ・1998年以降の国内自動車メーカーの新型車は、すべてこのシステムに 対応しています。



専用ツール



一括展開

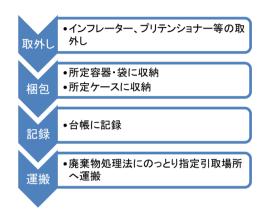
2-3 取外回収の実施

◆安全対策◆

- (1) バッテリーを外し、所定の時間放置する。(放置時間は適正処理情報を参照)
- (2) 素手でアースがとれるものに触れ静電気を除去する。
- (3) 保護メガネ(ゴーグル)・手袋・ヘルメットを着用する。

◆取外し回収◆

※ エアバッグ取外回収の手順は、下記の手順を参考に実施して下さい。



- (1)「エアバッグ類適正処理情報」の共通情報及び自動車メーカーの補足情報(参照: 参考資料1)を参照した上で、使用済自動車から未作動のエアバッグ類を取り外す。
- (2) 車両から取り外しが完了したら、速やかに引取基準に従った性状・荷姿の状態にして回収ケースに収納する。
 - ※ エアバッグはインフレータの状態、シートベルト・プリテンショナーは ベルトを切った状態であること。
 - ※ 運転席用機械式インフレータは専用容器に収納する。
 - ※ 機械式シートベルト・プリテンショナーは安全装置を必ず働かせる。
 - ※ 電気式インフレータ等は電源線をショートする。
 - ※ 運転席・助手席の機械式のエアバッグは、「車上作動処理」を行うことができません。必ず「取外回収」で処理を行うこと。

2-④ 取外回収したインフレーター等の引渡し |

- (1) 回収作業完了後、どの車台をどの回収ケースに収納したかを台帳に記録する。
- (2) 回収ケースに10個程度たまったら回収時に記入した台帳に基づき集荷依頼を実施する。
- (3) 運搬業者が回収ケースの集荷に来訪したら、立ち会って間違った回収ケースを引き渡していないか、また、性状・荷姿が適切な状態にあることを確認する。 性状・荷姿に不適切な状態があった場合は速やかに改善する。

- (4) 廃棄物処理法にのっとり指定引取場所に運搬する。
 - ※ エアバッグ類を指定引取場所まで運搬する全国規模のネットワーク (エアバッグ類運搬ネットワーク)が用意されているので、これを活用する。
- ※ 解体業者がエアバッグ類を指定引取場所に引き渡す時は、エアバッグ類の適正かつ確実な引取りのために自動車リサイクル法に基づき自動車メーカー等が定める 「引取基準」に適合する必要があります。
- ※ 取外回収・保管・運搬の各工程において安全を確保し、解体業者の利便性や運搬 の効率性を実現するため、引取基準を下記のとおり設定しています。

引取基準

項 目	安全基準の主な内容
性状	運転席、助手席等のエアバッグはインフレータ(ガス発生器)の状態で、シートベルトプリテンショナーはベルトを巻ききった状態で、車台から取り外されていること
	電気式は電源線をショート(短絡)、機械式は安全装置を働かせた 状態であること
荷姿	1台分のエアバッグ類を指定された容器・袋に梱包の上、専用の 回収ケースに収納して引き渡すこと
	上記の容器・袋には収納されたエアバッグ類の車台番号を記入した 荷札を付けること
引取方法	事前に申告した運搬方法でエアバッグ類を指定引取場所に引き渡 すこと
	電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

※引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として 引取拒否となり、エアバッグ類回収料金は支払われませんのでご注意下さい。

3. 事後処理

3-① 車上作動処理の実績記録

(1) 車上作動処理完了後、すべての部位が作動済みであることを確認し、速やかに 管理台帳へ記録する。

この管理台帳は、自動車メーカー等による監査やその他要請に応じ提示することになっています。また、この管理台帳には、車上作動処理実施者だけではなく、**管理者の確認欄**を設けて確認します。

※ 自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類適正処理情報(共通情報)」から管理 台帳の記入用紙のダウンロードが可能です。また、自社で作成しものを利用しても 可能です。

3-② 引渡報告の実施

エアバッグ類の引渡報告(車上作動処理)

- (1) 使用済自動車のすべての未作動のエアバッグ類を車上作動処理した時は、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を行います。
- (2) 「エアバッグ類車上作動処理管理台帳」の記録に基づき速やか(3日以内)に エアバッグ類の車上作動処理引渡報告を実施しなければなりません。
 - ※ 引渡報告の詳細については、自リsys「各種マニュアル」を参照願います。 http://www.jars.gr.jp/dmn/exdm2000.html

エアバッグ類の引渡報告(取外回収処理)

- (1) 使用済自動車からすべての未作動のエアバッグ類を取外回収し、エアバッグ類を指定引取場所へ引き渡した時は、すみやかに(3日以内)エアバッグ類の引渡報告を行います。
- (2) 取外回収の場合のエアバッグ類の引渡報告は回収ケースごとに行います。
- (3) エアバッグ類運搬ネットワークを利用する場合は、輸送伝票を活用して引渡報告を行うと便利です。

一部取外回収・一部車上作動処理の場合の取扱い

- ※ 使用済自動車の未作動のエアバッグ類について、一部を取外回収し、残りは車上作動処理を行った場合は、電子マニフェストシステムのエアバッグ類の処理結果の入力において「回収」「作動」欄の双方をチェックし、取外回収したエアバッグ類について引渡報告を行うことで終了します。
- ※ 取外回収したエアバッグ類について引渡報告をすることで、車上作動処理したエア バッグ類についても引渡報告が行われたと自動的にみなされます。 ただし、処理方法を明確にするため、「エアバッグ類車上作動処理管理台帳」などに その旨を記入する。

3-3 実績記録・保管

エアバッグ類の実績記録・保管(車上作動処理)

(1) 引渡報告を実施した日付を「エアバッグ類車上作動処理管理台帳」に記入し、 5年間保管します。

エアバッグ類の実績記録・保管(取外回収処理)

(1) 回収ケース引渡時に受け取った輸送伝票を産業廃棄物処理法に従って、 5年間保管します。

4. 関連資料

- 1. 自動車リサイクルシステム 各種マニュアル
- 2. 使用済み自動車適正処理テキスト

(参考資料1)エアバック類適正処理情報各社情報の検索方法

1. 車台詳細情報画面右下の"参照"ボタンをクリックする。



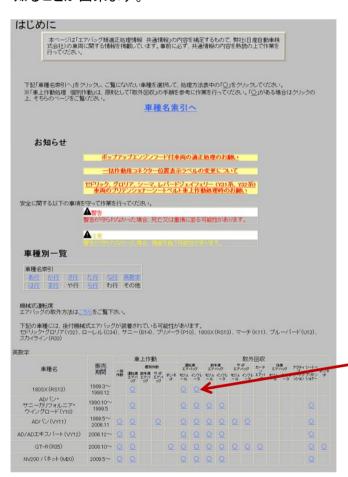
2. (図2)の画面の通り、お知らせ、共通情報が表示され、クリックすることにより詳細情報がご覧になれます。 ここでは、既に選択した車台のメーカー別に表示され、日産車の場合を示しています。 「日産自動車㈱」をクリックする。



クリックするとエアバック類適正 処理情報 各社情報が表示される。 3. (図3)の画面が表示されるので、丸い"START"ボタンをクリックする。



4. (図4)の画面が表示されるので、車種名、販売期間により当該車両を見つけ、 車上作動か取外回収かを決め、必要な資料の"〇"部分をクリックする。 エアバッグの取付部位や各方法(車上作動、取外回収)での適正処理方法を 知ることが出来ます。



クリックすると各方法での適正 処理方法が表示される。

(図4)